

評議員、役員、学術委員、および資産運用委員の報酬並びに費用に関する規程

公益財団法人アステラス病態代謝研究会

(目的)

第1条 本規程は、公益財団法人アステラス病態代謝研究会（以下「本財団」という。）の評議員、役員（理事、監事）および学術委員の報酬並びに費用について定めることを目的とする。

(決定機関)

第2条 理事長は、評議員会の議決を経て、本財団の役員および評議員等の報酬を支給することができる。

(評議員報酬)

第3条 評議員（非常勤）は無報酬とする。

(役員報酬)

第4条 役員（非常勤）は無報酬とする。但し、出捐会社関係者以外の監事に対しては、会議出席および会計監査等に対し、1人1日当たり50,000円（税込み）の報酬を支給する。なお、支給される報酬の総額は、1人1日当たり50,000円（税込み）を超えないこととする。

(学術委員報酬)

第5条 学術委員（非常勤）は無報酬とする。

(資産運用委員報酬)

第6条 資産運用委員は無報酬とする。但し、出捐会社関係者以外の委員に対しては、会議出席等に対し、1人1日当たり50,000円（税込み）の報酬を支給する。なお、支給される報酬の総額は、1人1日当たり50,000円（税込み）を超えないこととする。

(費用)

第7条 本財団は、役員、評議員および学術委員がその職務の執行に当たって負担し、または負担した費用について、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(細則)

第8条 本規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

(制定・改廃)

第9条 本規程は、評議員会の決議で制定し、その改廃は、評議員会の決議に基づいて実施する。

附 則

本規程は、2020年6月29日から施行する。